ID:　239

担当部署:　こども福祉部 こども家庭室 こども家庭・保健センター

処分の概要	不正利得の徴収
例　規　名 **根 拠 条 項**	芦屋市特定疾病療養補助金支給条例　第8条
例 規 番 号	昭和54年条例第4号

【根拠条文】

（不正利得の徴収）

第8条　偽りその他不正の手段により療養補助金の支給を受けた者があるときは、市長は、受給額に相当する金額の全部または一部をその者から徴収することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考	

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日